

日本労働年鑑 第25集 1953年版
The Labour Year Book of Japan 1953

第二部 労働運動

第三編 農民運動

第四章 土地斗争

第一節 農地改革をめぐる斗争

一、農地改革の実績 第二四三表によれば、一九五一年三月末現在の買取面積は農地一、七八二、六八九町、牧野三七三、五三四町、未墾地六〇九、六九六町、合計二、七六五、九一九町におよび、財産税物納その他の管理換面積は合計八六七、九五一町歩である。このうち売渡面積は総計二、七二七、四七五町で、買収地の大半は売渡しづみである。しかし残存小作地はなお五四八、二三七町で地主数は一、二〇七、〇五九戸(小作人数は三、〇一四、〇八〇戸で、土地所有の規模はきわめて零細ながら、また土地所有の経済的意味は改革前に比べ大きな変化をとげながら、なお、広汎な「地主小作関係」が残っていることがわかる。

二、訴願、訴訟その他紛争事件 農地改革にもとづく土地の買収売渡に対する訴願件数は、五〇年度三、六七七件を数え、これは前年に比べ約半減している(第二四四表参照)。その訴願理由は本表では明らかでないが、買収関係では農地に関するものが一、九九七件で最も多く、宅地建物関係も六六七件でかなり多数にのぼっている。売渡し関係では農地に関するものが大部分をしめている。以上の訴願のうち、容認されたもの六五〇件、棄却一、一九八件、その他となっている。

つぎに農地改革関係の訴訟提起とその結果を第二四五表について見れば、第一審では五〇年度六七〇件、改革当初の四七年以来の累計は四、五一六件である。訴訟事件は、農地改革による買収地、買収対価の不当に対する地主の訴訟、または改革自体を憲法違反なりとする地主の訴訟等内容は様々であるが、右の訴訟件数中五〇年末までに完結したものの二、四六五件、残りの二、〇五一件はなお係争中である。第二審では五〇年二一七件、四七年以来の累計六五〇件で、このうち二八六件が完結した。第三審への提訴はさらに少数で、五〇年二八件、累計五一件で、この内一三件が完結し、残りの三八件はなお未解決である。

つぎに五〇年末までの農地関係訴訟の種類を見ると(第二四六表)、第一審では農調法九条(農地賃貸借解除解約)関係が二九四件で圧倒的な多数をしめており、自作農特別措置法の買収に関するものが、二、七一件で最も多く、対価、売渡し関係は遙かに少ない。同法一五条による農業用施設、宅地建物の買収関係訴訟は五〇七件を数えている。

つぎに農地関係の行政事件数とその結果は、第二四七表の示す通りである。また小作関係の小作調停件数は五〇年度受理件数一、三五〇件で、前年にくらべ減少している。争議件数中地主申立は七六六件で、小作人申立て件数より多く、また右の中決定したものは一、〇六一件で、この内約半数以上は調停が成立している。小作調停事件の関係農地委員会数は七七七、関係土地面積は田畠その他合計五八二町歩である。争議一件当たり平均四反三畝強であるが、関係地主数は一、

二四四人、小作人数は一、六二二人である。

三、農地賃貸借解除解約統制の状況 農調法第九条の農地賃借権の解除解約申請いわゆる土地取上げ申請件数は、五〇年三五、三二五件で、四九年に比し約二〇%の減少であるが、この傾向は四八年以來のものである(第二四九表参照)。四七、八年ころは食糧事情や、農地改革による土地買上げをのがれるため地主の土地取上げがきわめて多く、小作人との間に激烈深刻な紛争をひき起し、農民運動の主要な対象の一をなしたが、その後食糧事情の緩和や小作料統制などで逆に地主からの土地返還申請等もおこなわれ、小作地取上げ件数も年をおうて減少してきた。

しかし、五〇年において注目すべき点は「耕作地主が経営拡張或いは分家等の理由にもとづく自作地増加を企図するに至ったことである。この耕作地主の土地取上に対する意欲は、今の所表面的にはかつての地主的土所有への復帰を企図するものではないようである。先にみたように一般的には公定小作料額に近い小作料が支配的である限り、土地所有の経済的意義は単に地租負担に耐えるだけの小作料を挙げるに過ぎず、従って単なる小作地の保有の如きは地主にとって無意味なものとなりつつある。地主に残された途は小作地をとり上げて自ら耕作するか、或は小作人にこれを売りつけて土地代金と引換えに永久に土地との縁を切ってしまうか、二つの中いずれか一つを選ばざるを得なくなってきた」(農地年報一一六頁)。したがって農地賃貸借解除解約の申請も、耕作地主または貸付地を持つ自作農が、自営地を拡張するためにその貸付地をとり上げる目的をもってなされるものが増大して来たのである。しかもこのような経営拡張によって経済状態の悪化を切りぬけようとするのは、耕作地主だけではなく、農民一般の意向でもあるので、土地取上げをめぐり激しい争の生ずる根柢は決して無くなってはいないと見るべきであろう。

最後に、第二四八表によって今期間の土地取上げの特徴をあげると、第一にいわゆる合意解約が地主申請の約九〇%をしめていること。しかしこれがすべて小作人の心からの同意によるものでないことは前掲「農地年報」(一一八頁)も注意している通りである。第二に、小作人にの申請件数が六、八八七件(全体の一九・七%)で前期にくらべかなり多いことであるがこれは零細小作人の転業、離農ないしプロレタリア化にもとづくものではないかと推定される。

日本労働年鑑 第25集 1953年版

発行 1952年11月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年8月10日公開開始

■←前のページ 日本労働年鑑 1953年版(第25集)【目次】次のページ→■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)